

平成27年4月から保育園利用の手続きが変わります

平成27年4月から保育所を利用するには、町から「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定に必要な申請手続きは、従来の保育所入所申込とほぼ同様です。

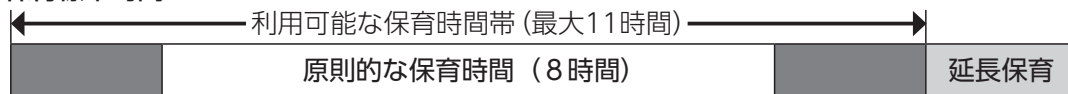
認定こども園、幼稚園、保育所等の違いにより、次の3つの区分の認定制度が設けられ、この区分に応じて利用できる施設が決まります。保育所を利用する場合、2号認定子ども・3号認定子どもになります。

3つの認定区分

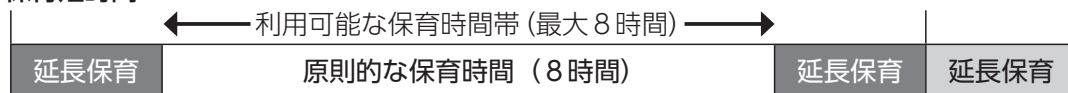
認定区分	利用の内容	利用施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の幼児で幼稚園教育を希望する場合 (2号認定子ども以外のもの)	●教育標準時間	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の幼児で「保育を必要とする事由」 に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間 (8時間) ●保育標準時間 (最大11時間)	保育所
		認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の乳幼児で「保育を必要とする事由」 に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間 (8時間) ●保育標準時間 (最大11時間)	保育所
		認定こども園
		地域型保育事業

保育を利用できる時間のイメージ

●保育標準時間



●保育短時間



保育料と保育時間 Q & A

Q 保育料はどのように決定するの？

A 保育料の決定は、今まで扶養義務者の前年分所得税額をもとに算出していましたが、平成27年度4月より「児童の父母及び父母以外の扶養義務者の市町村民税額」「認定の種類」「児童の年齢」をもとに算出します。また、保育料は、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により保育料を算定します。

Q 「保育標準時間」と「保育短時間」の認定では、保育料の違いはありますか？

A 「保育短時間」認定の場合、「保育標準時間」認定と比べて保育料の設定は安くなる予定です。保育料表の正式決定は、平成27年3月を予定しています。

Q 「保育標準時間」の認定を受けた場合、11時間の保育時間はどのようになりますか？

A 「保育標準時間」認定であっても、保育園の一日の流れは変わりません。就労に応じた保育時間で利用することになります。利用時間は、利用開始から最大11時間が利用可能な時間です。